○農林水産省告示第千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道函館市日浦町一九（国有林）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道砂川市焼山五一七地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五一五の一・五一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び砂川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村字豊平二七六の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一〇の一地先・一一〇の一（以上一筆地先一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市若柳有賀字新山三八の三九八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町金山字鬼形九九の一、一〇二の一、一〇二の二、一二三の四、一二五の一、一二五の二、一二七の一、一二七の二、一六六・一六九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上片山一〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鬼形九九の一・一〇二の一・一二三の四・一二五の一・一二五の二・一二七の一・一二七の二・一六六・一六九の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二の二、字上片山一〇四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ケ宿町字西森下一の二六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和